

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな自主財源を確保し、市民サービスの向上につなげるため、市の資産を広告媒体として活用した有料広告を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる資産のうち、広告を掲載し、又は掲出することができるものをいう。

ア 市が所有する施設その他の構造物

イ 市が所有する車両その他の物品

ウ 市が作成し管理しているホームページ

エ 市が発行する広報紙その他の印刷物

オ その他の資産のうち市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載ができるものは、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの

(2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(4) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

(5) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと市長が認めるもの

2 広告掲載することができない内容等の具体的基準は、別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載の優先順位は、次の順序による。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、企業及び個人事業主で、市内に事業所等を有するもの

(4) その他広告掲載をすることが適当であると市長が認めるもの

(取扱要領等の作成)

第5条 広告の種類、規格その他この要綱に定めのないものについては、当該広告媒体ごとに別に取り扱要領等を定めるものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、広告の募集に要する経費、類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報紙、ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込者(以下「申込者」という。)は、有料広告掲載申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)に広告案その他市長が指示するものを添えて市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成26年告示48号の2〕)

(広告案の審査)

第9条 市長は、申込書が提出され、特に必要があると認めるときは、速やかに、第16条に規定する広告審査会に付議しなければならない。

2 広告審査会において広告案に修正すべき箇所があると認める場合は、申込者に広告案の修正を求めるものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、有料広告掲載決定通知書(別記第2号様式)により申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料の納入)

第11条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を市の発行する納入通知書により一括して納入するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(申込者の責任等)

第12条 広告内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

2 申込者は、掲載し、又は掲出しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当する場合は、鹿児島県屋外広告物条例(昭和39年鹿児島県条例第83号)に規定する許可を受けなければならない。

3 申込者は、市税等を完納していなければならない。また、実際に広告を掲載する者が申込者と異なる場合においても同様とする。

(一部改正〔平成26年告示48号の2〕)

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) 市長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載料の不還付)

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他広告主の責めに帰することができない理由により、広告掲載ができなくなったとき。

(2) 広告主が広告掲載の期間の中途において広告掲載の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) 市の都合により広告掲載ができなくなったとき。

(事業の周知)

第15条 市長は、この要綱による有料広告の事業(以下「事業」という。)を広く周知するため、事業継続の間、事業の目的等を当該広告媒体の一部に掲載するものとする。

(広告審査会の設置)

第16条 広告掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 広告案の審査及び広告掲載の可否に関すること。

(2) その他有料広告に関すること。

(審査会の委員)

第17条 審査会の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 副市長

(2) 総務部長

(3) 企画調整課長

(4) 財政課長

(5) 各課の所管する案件については、その案件に係る部長及び課長

(一部改正〔平成21年告示50号の12〕)

(審査会の組織)

第18条 審査会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は前条に定める副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 審査会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(一部改正〔平成21年告示50号の12〕)

(審査会の会議等)

第19条 委員長は、審査会を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

3 審査会の会議は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

5 審査会の会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認める場合は、回議により審査等を行うことができる。

(委員以外の出席)

第20条 委員長は、必要に応じ、審査会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第50号の12)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第48号の2)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第8条関係)

第1号様式(第8条関係)

年 月 日

奄美市長 殿

申込者
住所(所在地)
氏名(名 称) 印
電 話 番 号
担当部署・氏名 印

有 料 広 告 掲 載 申 込 書

奄美市有料広告掲載に関する基本要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申し込み
ます。また申込みに当たり、本市が市税等の納付状況を確認することについて同意しま
す。

記

広 告 媒 体	
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
事 業 内 容	
広 告 内 容	
備 考	

※添付書類 広告案その他市長が指示するもの

第2号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

奄美市長 印

有 料 広 告 掲 載 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	☐ 掲載する
	☐ 掲載しない (理由)
掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広 告 掲 載 料	金 円
納 付 期 限	年 月 日
備 考	